明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四二）　二
○港湾法施行令の一部を改正する政令（三四三）　二
○航空法施行令の一部を改正する政令（三四四）　三
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（三四五）　四

〔省　令〕

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**一四八）　四

〔告　示〕

○国民経済計算の作成基準（**内閣府**二八二）　四
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**三二）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**総務**四八九、四九〇）　七
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五一一）　七
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二二）　八
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一一九四、一一九五）　八
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**一一九六）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一一九七）　九
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**一一九八）　一〇
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**一一九九）　一〇
○船舶等型式承認規則第十一条第一項の規定に基づき、型式を失効した件（**同**一二〇〇）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　財務省

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示四、千葉同五、新潟同四、富山同四、京都同二～六、岡山同六、七、愛媛同三、四、佐賀同二、鹿児島同二、沖縄同五、六）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

割賦販売法施行令第十二条第一項の規定に基づく配当表、建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の登録の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

平成二十二年度内閣共済組合の決算関係　一〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三四二号）（国土交通省）

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年一二月一五日とすることとした。　一〇

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第三四三号）（国土交通省）　三

1　国による国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額は、埠頭群を構成する港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港湾運営会社に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとした。（第九条関係）

2　国による国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者による港湾運営会社に対する貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めることとした。（第一〇条関係）　三

3　港湾法附則第三一項の政令で定める国際拠点港湾は、名古屋港及び四日市港とすることとした。（附則第一一項関係）　二七

4　この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二三年一二月一五日）から施行することとした。